

令和2年6月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和2年6月10日（水）～6月17日（水） [8日間]

2 議 案

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について
- 令和2年度北九州市一般会計補正予算について

3 代表質疑

令和2年6月10日（水）～6月12日（金）

※ 概要については、P. 4～P. 33のとおり

【目 次】

◇6月10日(水)

会派名	議員名	会派質疑	所管課	ページ
自由民主党	井上 秀作	○ICT化について		
		・Wi-Fi環境の無い家庭に対する対策について	指導第一課 学事課	4
公明党	山本 眞智子	○教育への支援について		
		・学校での新型コロナウイルス感染症対策について	指導第一課 学校保健課	5-6
自民の会	日野 雄二	○教育への支援について		
		・学校での3密を避ける取組と学校業務補助員の長期確保について	教職員課 学校保健課	7-8
		・短縮した夏休み中の中学校への昼食提供について	学校保健課	9
日本共産党	藤沢 加代	○教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正		
		・本市教職員の勤務時間の実態調査について	教職員課	10
		・条例改正における教職員への合意について	教職員課	11
日本共産党	藤元 聡美	○令和2年度6月補正予算案について		
		・ひまわり学習塾事業ではなく学習指導員の加配配置へ予算を使うべき点について	学力・体力 向上推進室	12

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
自由民主党	宮崎 吉輝	○最終学年の部活動について		
		・最終学年の部活動の大会として代替大会を市が支援すべき点について	指導第二課	13
		○インターネットを活用した英語教育について		
		・オンライン英会話を導入しコミュニケーション能力を高める取組を行うべき点について	指導第一課	14
公明党	松岡 裕一郎	○GIGAスクール構想の加速による学びの保障の推進について		
		・インターネット環境等が無い家庭への早急な支援とネットリテラシー向上を目指す運用について	指導第一課 学事課	15-16

◇6月11日(木)

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
ハートフル北九州	奥村 直樹	○小中学校へのタブレット導入について	学事課 指導第一課	17-18
		・導入する学年や今後のスケジュール、Wi-Fi環境の無い家庭への支援とリース終了後の国からの助成について		
村上さとこ	村上 さとこ	○学校再開に向けた教育委員会の方針について	学校保健課	19-20
		・休校としなかった理由と学校での新型コロナウイルス感染症への対策について		
		○市民の気持ちに寄り添う情報発信について	学校保健課	21
		・教育長からの方針説明について		
		・新型コロナウイルス感染に対し不安を抱える保護者や児童生徒への「出席停止」に関する周知について		

◇6月12日(金)

会派名	議員名	一般質問	所管課	ページ
ハートフル北九州	森本 由美	○学校教育の充実について	指導第一課 学事課	23
		・児童生徒への精神面や学習面への支援と一斉休校に備えた担任、児童生徒間の連絡体制について		
		・学校業務補助員の継続的な配置について		
		・新型コロナウイルス感染症予防の観点から35人以下学級を早急に実現すべき点について	教職員課 学校保健課	24
		○図書館の充実について	教職員課	25
ハートフル北九州	三宅 まゆみ	○図書館業務独自の感染防止マニュアルを策定した上で、早急に図書館事業を再開すべき点について	中央図書館	26
		○教育について	指導第一課	27
		・子ども達の確かな学力を担保するための今後の取組について		
・短縮した夏休み中の小中学校への給食提供について	学校保健課	28		
日本共産党	高橋 都	○学校での新型コロナウイルス感染症防止対策について	教職員課	29
		・新型コロナウイルス感染症予防の観点から35人以下学級を実現し、教職員等を増員すべき点について		
		○学びの保障について	学力・体力 向上推進室	30
		・教員や児童生徒の負担となる「北九州市学力・学習状況調査」を中止すべき点について		
		○児童生徒の心のケアについて	指導第二課	31
		・児童生徒への心のケアを目的として、スクールソーシャルワーカー等を加配措置すべき点について		
		○学校給食・就学援助について	学校保健課	32
・授業実施日における学校給食の提供について				
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入が激減した世帯への就学援助の周知について	学事課	33		

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「ICT化について」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 自民党 井上 秀作 議員

回答者 教育長

(質疑)

Wi-Fi環境のない家庭に対する授業等の対策について、伺う。

(答弁)

臨時休業期間においても、子どもが規則正しい生活を行うことや学習活動が継続できるように、学校として支援することが必要だと考えている。

そのために、教員がオンラインで直接会わずに児童生徒の様子を見ながら、学習面や生活面の指導ができることは大変有効である。

今回、現在休校中の学校で、児童生徒と教員によるオンラインミーティングを行った。参加者がそれぞれの表情を見ながら、コミュニケーションをとれることが大変有効だということがわかった。このように、オンラインを活用することで、学習面だけではなく、精神面の支援を行うこともできるため、教育委員会としては、今回の取組みを発展させていきたいと考えている。

家庭のWi-Fi環境については教育委員会では、各区の小・中学校を抽出し、Wi-Fi環境の有無についての調査を行った。その結果、この環境のない家庭は約2割弱と考えている。

家庭のWi-Fi環境の整備の支援についてだが、国の令和2年度補正予算には、地方公共団体が、Wi-Fi環境がない家庭についてはモバイルルータの貸出しを支援する予算が計上されている。事業が先行している自治体数市からは、現時点でのモバイルルータ自体の供給不足や実際に貸し出す対象の家庭の決定、目的外の利用防止など運用に関する制度設計に様々な課題があるということを知っている。

今後、通信費等ランニングコストの負担も含め、他都市の動向や契約方法などについて、早急に調査をして検討を進め、国の助成制度を活用した環境整備ができないかどうかも含め、考えてまいりたい。

今後、もし臨時休業となっても、子どもの学びを継続できるように教育委員会としても全力を尽くしてまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育への支援について」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 公明党 山本 眞智子 議員

回答者 教育長

(質疑)

今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について伺う。また、今年度の学習支援について、併せて、伺う。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症対策については、本年5月に作成した「学校・幼稚園における保健マニュアル」に基づいて、児童生徒の健康観察をはじめとして、マスクの着用やこまめな手洗い、消毒や換気の徹底等を各学校において実施している。

この学校における感染症対策をさらに強化するために、今回の補正予算では、マスクや液体石けん、消毒用のアルコール等の追加購入や、給食の配膳の時に必要な衛生管理の強化のための物品の準備、さらにはサーモグラフィの購入等にかかる予算も計上している。

今年度の学習への支援については、子どもの学びを支援するためには、まずは十分な学習の機会を確保することが必要であると考えている。

具体的には、夏休みや冬休みの長期休業期間を短縮して、できる限り授業時数を確保する。

この限られた授業時数を有効に活用するとともに、学力の定着に向けた学習支援を行うために、教員の加配や、特に中学3年生を念頭においた、ひまわり学習塾の拡充について今回予算計上している。

また、既に開設している動画による家庭学習の支援サイトの充実を図っていくとともに、今回の補正予算には、1人1台端末の整備にかかる予算を計上している。家庭等での学習について、より一層の支援をしていく。

特に、1人1台端末については、最終学年である中学3年生と小学6年生に対して、他の学年よりも早期の配置を行うこととしたいと考えている。

さらに、現在、休校中の学校に対するフォローについてだが、子どもの顔が見えるように、家庭とオンラインで結んで、学力や生活面における児童生徒の不安やストレスへの対応を始めたところである。

今後とも、感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施にあたり、リスクを可能な限り軽減しつつ、子どもたちの健やかな学びとの両立に努めてまいりたい。

最後に、子どものストレスや不安に対する心のケアについては、新型コロナウイルス

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育への支援について」

令和2年6月議会 本 会 議	
質疑者 公明党 山本 眞智子 議員	回答者 教育長

スに対する、偏見や差別につながる言動は断じて許されるものではない。ウイルスを正しく知り、ウイルスと戦う仲間同士という気持ちで温かく励まし合い、支え合って、この危機を一緒に乗り切って行こう、というメッセージをあらゆる機会に子どもたちに伝えていきたいと考えている。

令和2年6月10日

「教育への支援について」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 自民の会 日野 雄二 議員

回答者 教育長

(質疑)

新型コロナウイルス感染症への対策として、今予算や国の第2次補正予算を活用し、新しい生活様式に向けてどういった取り組みを行うのか、特にトイレや手洗い場など3密が発生する場所で、今後どういった改善を行っていくのか、伺う。

また、教員の負担を軽減するためにも教員の働き方改革を変えるためにも、新しい生活様式であり、配置延長する予定の学校業務補助員も、学校の規模にもよるが最低2名から3名を長期間確保する必要があると考えるが、見解を伺う。

(答弁)

本市の学校における新型コロナウイルス対策については、5月に策定した「学校・幼稚園における保健マニュアル」に沿って行っているところである。

特に、トイレや手洗い場においては、3密にならないように、廊下での間隔を空けるために床に立ち位置の目印を付けたり、接触を防ぐために手洗い場では使用できる蛇口の数を減らすなど、各学校で対策を講じている。

今回、対策をさらに強化するために、今回の補正予算で、マスクや液体石けん、消毒用のアルコールなどの追加購入や、給食の時の衛生管理の強化のための物品などの購入にかかる予算を計上している。

今回、文部科学省が示した「学校の新しい生活様式」を浸透させるためには、教職員自らがマニュアルを十分理解して、児童生徒のお手本となって取組みを実践する必要がある。教育委員会としても見本となる取組みについては、機会あるごとに周知してまいりたい。

次に、学校業務補助員の配置についてだが、消毒に関する業務については、児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにという国からの通知が出ている。また、専門家からは、大便器にウイルスが付着しやすいという意見もあるために、大便器の掃除や消毒は児童生徒に行わせないようにしている。

そのために、消毒に関する業務は、基本的には教職員が行うこととしているが、学校再開後の円滑な学校運営をサポートするために、臨時的に「学校業務補助員」を現在、全市立学校に配置しているところである。

この配置は6月末までとなっているが、学校での予防環境をより徹底させるために、今回、配置期間の2か月の延長に必要な補正予算を計上したところである。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育への支援について」

令和2年6月議会 本 会 議	
質疑者 自民の会 日野 雄二 議員	回答者 教育長

今後も、消毒など、日常的な取組みを継続する必要があるために、学校業務補助員の複数の配置などについては、配置方法の工夫をしたり、あるいは、PTAなどへの協力依頼をしたりなど、あらゆる方策について検討してまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育への支援について」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 自民の会 日野 雄二 議員

回答者 教育長

(質疑)

2点目に中学校では、短縮した夏休み中は午後まで授業を実施すると聞いているが、その場合、昼食が必要となり、弁当を持参すると保護者の負担が大きいため、せめてパンや牛乳だけでも提供すべきと考えるが、見解を伺う。

また、教育委員会として夏休みの短縮を決定したのであれば、提供するパンや牛乳については、公費で負担すべきと考えるが、見解を伺う。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、内閣総理大臣の要請に基づく全国一斉臨時休業要請や、緊急事態宣言の発令を受け、教育委員会として約3カ月間に亘って学校を臨時休業としてきた。

この臨時休業期間が長期化したことにより、学校教育法施行規則による標準授業時数の確保が困難であることから、今年度に限り夏季休業期間を短縮することとしている。

短縮した期間においては、小学校では午前中のみの授業を予定しているが、中学校では午後も授業を実施することを検討している。

ただ、夏季の期間中に給食を提供する場合には課題がある。まず、通常の給食提供時期と比べ、夏であるため、気温は30度、湿度は80%を超え、食中毒や調理員の熱中症の危険性が非常に高いということが挙げられる。

また、この期間は例年、調理室内の設備清掃やメンテナンス、消毒作業を行っているため、これらの作業ができなくなるということも課題として考えられる。

そこで、議員ご提案のパンや牛乳だけでも提供してはどうかという点だが、通常の夏季休業期間中は、パンや牛乳の受け取りから保管、検収までを行う配膳員を契約しておらず、配膳員がいない。

そういった点や、通常の給食ではなく簡易な昼食となるため、それだけでは中学生に必要な栄養を十分に摂ることができないといった課題もある。

こうした課題はあるが、教育委員会としては、夏季休業期間を短縮した経緯や、あるいは通常の給食を提供できないといった観点から、パンや牛乳の提供について、公費での負担も視野に入れながら検討してまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 日本共産党 藤沢 加代 議員

回答者 教育長

(質疑)

本市教職員の勤務時間の実態はいつどんな方法で把握したのか、伺う。

(答弁)

本市では、平成25年1月からICカードで出退勤を登録する校務支援システムを導入した。校長や教育委員会が教職員の勤務時間を把握・管理するとともに、これまでも、適正な出退勤登録について、文書通知や学校担当課長による指導等で徹底を図ってきた。

さらに、本市では勤務時間管理だけではなく、業務改善についても他の都市に先んじて取り組んでいる。特に、昨年度は「学校における業務改善プログラム<第2版>」に基づき、専科指導の推進や業務改善に関する教職員提案の実施など様々な取組みを行った。

その結果、令和元年度の勤務時間外における月平均在校時間は、小学校教諭等で27時間58分、これは対前年比2時間23分の減である、中学校教諭等では40時間21分、これも対前年比4時間43分減であり、大きく減少している。

勤務実態調査の経緯だが、このような状況ではあるが、より実効性のある業務改善に取り組んでいくためには、校長や教頭や教諭、そして学校事務職員さらにPTA協議会の代表者等を構成員として開催した「学校における業務改善推進拡大会議」において、「持ち帰り仕事の実態としてあるのではないか」という意見をいただいた。

この意見を踏まえ、今年度の2月3日から9日の7日間にかけて、全教育職員を対象に、電子申請システムに個人が直接入力する方法で休憩時間だとか持ち帰り仕事などの勤務実態の調査を行ったところである。

この結果、教育職員は、休憩時間中に「宿題の確認」や「子どもとのふれあい」等を、また、持ち帰り仕事の中では「教材作成」等を行っていること、また、これが性別や年代によって勤務実態に違いがあるということが分かってきた。

このことから、これらの現状と今後の取組みについて、令和2年3月に再度「拡大会議」を開催し、今後について検討する予定であったが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開催ができていない。

今後は、新型コロナウイルス感染症予防の「新しい生活様式」の中での業務改善も視野に入れて、PTAの方々の協力も得ながら「拡大会議」の中、業務改善の取組みに知恵を絞ってまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 日本共産党 藤沢 加代 議員

回答者 教育長

(質疑)

労働者の合意を基にこの条例改正は提案されているのか、伺う。

(答弁)

条例改正の趣旨だが、今回の条例改正は、教育委員会が、国が定める指針に基づいて、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理を行って、健康及び福祉の確保を図るために、必要な措置を行うものとする旨の規定を追加するものである。

教育職員の校務として行われている業務については、時間外命令を命じられて行うものではないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含め、時間を適切に管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

こうしたことから、本改正は、本年2月に学校関係者や保護者を構成員とする「学校における業務改善推進拡大会議」において、国の指針及び本市の方向性を説明した。また、職員団体等との協議を経たうえで、提案したものである。

一方、1年単位の変形労働時間制についてだが、これは文部科学省令に従って、各地方公共団体の条例により定めることとされている。

また、その導入については、各地方公共団体において、職員団体との交渉を踏まえつつ検討され、具体的に制度を活用する対象者を決めるに当たっては、校長がそれぞれの教師と対話をし、その事情などをよく酌み取るものとされている。

しかしながら、本年3月に予定されていた文部科学省令については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、現在に至るまで、今のところ告示はされていない状況である。

従って、1年単位の変形労働時間制については、今後、示される予定である国の省令等、国の動向を見守りつつ、引き続いて、調査・研究を続けてまいりたいと考えている。

いずれにしても、学校における業務改善は、喫緊の課題であると考えている。子どもと向き合う時間の確保や教職員のワークライフバランスの推進に向けて「学校における業務改善プログラム<第2版>」に基づき、引き続き、全力で取り組んでまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「令和2年度6月補正予算案について」

令和2年6月議会 本 会 議

質疑者 日本共産党 藤元 聡美 議員

回答者 教育長

(質疑)

ひまわり学習塾事業ではなく、学習指導員を増員し学校の授業において、児童生徒に対して個別にきめ細かにフォローできるような複数による指導などを実施するために事業予算を使うべきだが見解を伺う。

(答弁)

学力向上策の一つとして、基礎的・基本的な学力の定着と学習習慣の定着を図るために、子どもひまわり学習塾の事業を実施している。拠点型のひまわり学習塾については、中学校3年生を対象に公共施設を利用して、民間事業者へ委託して実施している。

そこで民間事業者を活用する理由だが、民間事業者の特色ある手法等を取り入れることによって、生徒の学習のスキルやモチベーションを上げる点で塾でのノウハウを活用している。

また、生徒が集中できるように机の配置の工夫や、個人のレベルにあった教材の活用によって、生徒に寄り添ったきめ細かな指導を行っている。

拠点型のひまわり学習塾については、子どもたちの自主的な学習の支援を通して、わかる喜び、勉強の楽しさを味わうことができる取組となっていると考えている。

今回補正予算に計上した理由だが、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常よりも早いペースで授業を進行することに適応しづらい生徒が増えている可能性があることや、特に、中学3年生については、義務教育の最終学年であり、義務教育で修了する内容については、中学3年生で確実に終わらせる必要があること、また、生徒の進路の保障といった側面からも、確かな学力の定着が必要である。こういった理由によって、学力向上策として実施しているひまわり学習塾を活用して、そのような生徒に必要な支援をするために、今回の6月補正予算において、ひまわり学習塾の増額要求を行ったところである。

なお、ご質問の学習指導員を増員して、複数による指導をという主張にも沿う事業として、今回の6月補正予算で「学校再開における学習支援のための教員の配置」についても、別途、予算を計上しており、様々な方法で子どもたちを支援していく予定としている。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「最終学年の部活動について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 自由民主党 宮崎 吉輝 議員

回答者 教育長、市長

(質問)

教育委員会として、市独自の代替大会の開催を是非実施して頂きたい。仮に中止となった場合でも、新型コロナウイルスの状況や競技種目にもよるが、最終学年の生徒の成果発表の機会を可能な限り、実現して頂きたい。また、大会開催に向けて必要ならば市が財政支援に乗り出すべきと考えるが、見解を伺う。

(答弁)

現在の部活動の状況だが、感染拡大防止の観点から部活動については現在活動を中止している。

このような状況の中で中学校体育連盟主催の全国大会につながる県大会以上の予選は残念ながら中止が決定されており、文化部においても吹奏楽や合唱のコンクールは、全国大会及びその予選の中止が決定されている。本市の大会等の開催については、現在、主催者と協議中である。

大会を開催するにあたり、いくつか課題がある。例えば、現時点では無観客などの対策を講じて安全・安心の確保に不安があるという点。また、大会を行うにあたり、けが予防なども含め、練習を開始してから、約1か月程度の準備期間が必要だという点。そして、最終学年の3年生は受験を控えており、9月末までには大会を終える必要があるという点が、想定される。

一方、保護者からは「これまで3年間部活を頑張ってきた子供のためにぜひ開催して欲しい」という声も上がっている。

教育委員会としては、3年生のために、成果発表の場を可能な限り設けたいと考えている。大会運営に当たっての課題をまず整理して、市内の感染状況を注視しながら、財政支援も含め、関係部局と協議をしながら開催に向けて検討を進めてまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「インターネットを活用した英語教育について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 自由民主党 宮崎 吉輝 議員

回答者 教育長

(質問)

本市でも他都市に先駆けて、オンライン英会話を導入し、本市で生まれ育った子ども達に、生きた英会話に触れる多くの機会を提供することで、スピーキングやコミュニケーションの能力を高める取組みを行うべきと考えるが、見解を伺う。

(答弁)

本市における英語教育だが、小中学校に合計70名の外国人ALTを配置している。小学校の3・4年生では年間29時間程度、中学校においては年間70時間程度、外国人のALTから、直接英語の授業を受けている。

このALTを配置することで、児童生徒が授業の中で英語でのやりとりを豊富に行ったり、英会話に挑戦することで英語に親しむことができるとともに、子どもたちの異文化の理解が進むと考えている。

ご提案のオンライン英会話についてだが、既に導入した地方公共団体から話を伺うと、外国人のALTの不足を補えることや、英語を話す外国人と1対1で会話ができる時間を多くとれるといった効果も聞いている。

一方で、通信環境等によっては、会話が円滑に行えない場合があることや、毎回講師が同じ人であるとは限らないために、児童生徒の習熟状況等を踏まえた指導が必ずしも行えない可能性があるといった、いくつかの課題もあると考えている。

いずれにしても、今後は1人1台のタブレット端末の導入に伴い、オンライン英会話の可能性についても検証が必要であると考えている。

今後、他の地方自治体の実施状況などを参考にしながら、英会話用のアプリなど他の手法も含め、まずは教育委員会においてさまざまな研究を進めてまいりたいと考えている。

本市の児童生徒に、英語を学ぶ上でよりよい環境を整備していけるように今後とも努めてまいりたい。

令和2年6月10日

「G I G Aスクール構想の加速による学びの保障の推進について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 公明党 松岡 裕一郎 議員

回答者 教育長

(質問)

1点目に、本市のG I G Aスクール構想への対応状況と今後の整備スケジュールについて、伺う。また、インターネットやW i - F i環境のない世帯や困窮世帯における月々の通信料などの経済的負担への配慮や支援については、非常に重要な課題でありスピード感をもって支援する必要があると考えるが、併せて、見解を伺う。

2点目に、今後、I C Tの活用の推進に向けて、教員や児童生徒がインターネットを利用する際のマナーなどの基本的ルール・方針を定めることになるかと思うが、その際は、自由な学びを阻害しないように配慮しつつ、ネットリテラシーの向上を目指す運用も必要だと考えるが、見解を伺う。

(答弁)

まず、G I G Aスクール構想における翻字の状況だが、G I G Aスクール構想においては、学校内の通信ネットワークと児童生徒1人1台の端末の整備を予定している。

学校内通信ネットワークの整備については、現在事務手続きを進めており、年度内に整備を完了する予定となっている。

児童生徒1人1台の端末整備については、本予算成立後、速やかに手続きを進め、本年12月末までに学校への配備を完了するように進めたいと考えている。

続いて、W i - F i環境がない家庭等への支援についてだが、先月、各区の中規模小・中学校20校を抽出し、児童生徒約6,800人に対して、W i - F i環境や通信量の制限の有無など、家庭におけるネットワーク環境の状況を調査した。回答率約67%、約4,600人の回答があった。

定額で通信料が無制限に利用できるインターネット環境がある割合は約86%であった。ところが一方で、一定程度のW i - F i環境がない家庭もあることを確認しており、支援の必要性を認識しているところである。

国の令和2年度の補正予算には、地方公共団体が、家庭へのモバイルルータの貸出しを支援する予算が計上されているものの、回線使用料については対象に含まれていない。このために、指定都市市長会を通じて、十分な財政支援を行うよう国に要望している。

ネットリテラシーの向上についてだが、議員ご指摘のとおり、I C Tを活用して学ぶ上では、情報に関するセキュリティの確保や、ネットリテラシーなど留意する必要がある。国においても、児童生徒向けのリーフレットやセキュリティに関するガイドライン

議 会 会 議 録

令和2年6月10日

「GIGAスクール構想の加速による学びの保障の推進について」

令和2年6月議会 本 会 議	
質問者 公明党 松岡 裕一郎 議員	回答者 教育長

を作成しており、更に児童生徒の端末の持ち帰りに対応するためのガイドラインを今後策定予定だと聞いている。

本市としても、国のガイドライン等を参考にしながら、セキュリティに関する環境を整備するとともに、子どもたちが安心してタブレットを活用できるよう、教員に対する研修を進め、ネットリテラシーなど情報活用能力を向上するための指導を充実してまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月11日

「小中学校へのタブレット導入について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 奥村 直樹 議員

回答者 教育長

(質問)

1点目に、小中学校へのタブレット導入について、本市として具体的にどの学年にいつから導入されるのか等のスケジュールについて、また導入にかかる本市の費用負担等について伺う。

2点目に、タブレットのリース期間終了後の対応、及びその際に必要な費用について国からの助成は期待できるかについて見解を伺う。

3点目に、各自持ち帰って自主学習する際のWi-Fi環境と通信環境の整備についてどのように確保するのか見解を伺う。

(答弁)

まず、これまでの計画だが、昨年12月に文部科学省が公表した「GIGAスクール構想の実現」計画では、まずは令和2年度に校内ネットワークの整備を行って、その後、令和5年度までに1人1台端末の整備を終えることとなっていたため、本市においても、そのスケジュールに沿った整備を行う方針で進めてきた。

しかしながら、その後、令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の中に「児童生徒1人1台端末の整備」の前倒しなどが盛り込まれ、国の令和2年度補正予算案が計上された。

これを受け、本市においても、国の財政支援を有効に活用して、令和2年度中に1人1台端末の整備を行うために、今回6月議会へ事業総額35億円、うち補助金21億円、本市負担分14億円の補正予算を提出させていただいた。

予算成立後は、可能な限り早急に事務処理を進め、最終学年の中学3年生と小学6年生については他の学年よりも納期を早めるなどしながら、12月末までには全ての配備を完了したいと考えている。

今回のタブレット端末の調達では、財政負担の平準化や、契約終了後の端末撤去費用を考慮して、5年間のリース契約を計画している。つまり5年後には更新が必要となるが、現時点では、更新時における国の助成は未定となっている。

次に、1人1台端末導入については、有識者、また保護者、学校関係者で構成される検討会を先月より開催している。この会議の中では、家庭でのWi-Fi環境を含めた、端末の持ち帰りに関して様々な意見が出されている。教育委員会としては、個別最適化学習や教育相談など、多様な面で効果的な活用方法がある一方で、Wi-Fi環境がな

議 会 会 議 録

令和2年6月11日

「小中学校へのタブレット導入について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 奥村 直樹 議員

回答者 教育長

い家庭への対応に課題があると考えている。

このWi-Fi環境がない家庭への対応については、機器本体については国の助成を活用しつつ環境整備を構想しているが、通信費負担についての課題があり、他都市の動向や契約方法などについて、調査検討を行っているところである。

いずれにしても、端末整備完了後における機器更新費用や、通信費などのランニングコストについて、継続的かつ十分な財政措置を、指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会等を通じて、国の方をお願いしているところであり、今後も、あらゆる機会をとらえて要望を続けてまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月11日

「学校再開に向けた教育委員会の方針について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 村上さとし 村上 さとし 議員

回答者 教育長

(質問)

1点目に、23日間感染者0が続いたときは、休校措置がとられ、逆に感染者が発生している現状では一斉登校が続いたが、その理由、また休校にならなかった理由を伺う。

2点目に、市の施設が閉館となっているが、児童生徒が密となる学校に登校して大丈夫なのか伺う。

3点目に、市民センターでは一切の貸館業務を中止し、少人数の会議も軽い運動も禁止だが、学校で体育の授業が行われるのは何故か伺う。

4点目に、なぜ学校は机の距離を1mはなすだけで大丈夫なのか伺う。

(答弁)

文部科学省の衛生管理マニュアルによると、新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、また重症割合ともに小さいとされているが、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しないと記載がある。

本市の学校については、3月2日から内閣総理大臣による全国一斉の臨時休業が行われ、その後、4月7日に政府の緊急事態宣言が発令された。本市においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月17日まで臨時休業を行った。

その間、市民の努力の結果、市内の感染状況は、4月30日から5月22日までの23日間、新規の感染者は0人であり、教育委員会としては、学校保健マニュアルを各学校に5月12日に配布して学校の再開に向けて準備を進めていたところであった。こうした状況の中で、5月23日に市内で感染者が確認され、その後児童生徒にも感染が確認された。

こういった状況を受け、市民の方々からは、学校を休校にすべきだという意見もあった。一方で学校の再開によって友達に会えることの喜びだとか、規則正しい生活リズムを取り戻すことができるなどの声もいただいております。教育委員会としては、今後の教育活動について、校長会など学校現場と何度も協議を重ねてきた。

また、専門家からは、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提としつつ、「無症状の子どもが、万が一、今後症状が出るということであればその段階で対応は考えないといけないが、今は症状が出るかどうかの移行期である。この時期に、何もしないでそのまま待つか、少しでも子ども達の心や社会的な活動を守っていくのか、そ

令和2年6月11日

「学校再開に向けた教育委員会の方針について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 村上さとこ 村上 さとこ 議員

回答者 教育長

れらを踏まえてみれば、一斉休校までは現時点では必要がない。その上で分散登校については、ウイルス伝播は時間と空間の密度によって決まるので、空間としては、まず1クラスを2つに分け、学校滞在時間を全日よりは短くすることでウイルスが体に入っていくことを可能な限り防ぐことができる」という助言をいただいた。

最終的には、こういった専門家の意見や、新型コロナウイルス対策本部をはじめとして、保健福祉局などの関係部局との協議を踏まえ、文部科学省の衛生管理マニュアルである「学校の新しい生活様式」に沿って感染拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動をできるだけ継続し、児童生徒の健やかな学びとの両立を図るために、今回6月5日から分散登校を行うことを6月3日に発表したところである。

次に、体育の授業だが、文部科学省が示した衛生管理マニュアルに則り、それらを具体化した本市独自の指導上の留意点を作成・配布するなど、体育の授業における児童生徒の感染リスクを減らすように各学校に周知している。

具体的には、「できるだけ屋外で実施し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること」「運動する場面においても2メートル以上の間隔を維持すること」「接触したり組み合ったりする運動は実施時期を変更すること」など、3密を回避する体育の授業の行い方を実施している。

最後に、机の距離についてだが、文部科学省から示されたマニュアルに従い、可能な限り机を離して、最低でも1メートルを確保した環境を作っている。

併せて、マスクの着用や手洗い、定期的な換気を徹底することで、教室における3密を可能な限り回避することを心がけた。加えて、教室以外の手洗い場やトイレについても、床に立つ位置などを分かりやすいようにシールでマークを示すことで、ソーシャルディスタンスを保つ工夫をするなど、感染予防に最大限努めている。

いずれにしても、教育委員会としては、再度、学校現場において、学校保健マニュアルを徹底するとともに、刻々と変化する状況下において、その都度専門家の意見を伺いながら、時機を逸することなく、適切な判断を行って、子どもたちの安全対策に十分留意した教育活動を行ってまいりたいと考えている。

議 会 会 議 録

令和2年6月11日

「市民の気持ちに寄り添う情報発信について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 村上さとこ 村上 さとこ 議員

回答者 教育長

(質問)

教育委員会には再三にわたり、児童生徒や保護者に対し、教育長からの方針説明やメッセージをHPや一斉メール、家庭配布の手紙などで伝えるようお願いしているが、未だにそれは叶っていない。すぐにやるべきではないか。また、教育長はもっと積極的に顔を出し、保護者の疑問や不安の声に応えるべきではないか。

(答弁)

今回の新型コロナウイルス感染症に関して、教育委員会から学校や保護者への情報提供等については、児童生徒の健康管理や、出席停止の考え方、臨時休校のお知らせ、また、学校での児童預かりや学校再開時に向けた登校時のお願い、分散登校の方法など、刻々と変化する状況に対応するために、機を捉え、保護者に対して、いっせいメールや配付の文書などで周知している。その数は26件である。

特に、4月7日に緊急事態宣言が発令された後や、5月5日に臨時休業期間を延長するタイミングなど時機をみて、私自身が、保護者の方へ向けての学校のいっせいメールや市のホームページ等を利用して、メッセージを発信している。

また、5月15日には、学校の段階的な再開にあたり、学校現場で必ず徹底してもらいたい、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、こまめな手洗いなど、感染症拡大防止に向けたお願いを教職員向けに動画配信を、私も登場して行ったところである。

さらに、今回の分散登校の開始にあたっては、各家庭においても大きな影響があるとともに、児童生徒、保護者の方の不安を少しでも払拭できればとの思いで、私自身が6月3日に記者会見を行い、丁寧に説明させていただいたつもりである。

なお、記者会見におけるコメントの主訴を、教育センターのホームページに掲載している。また、教育委員会の様々な取組や今後の方針等については、教育委員会の広報紙である「未来をひらく」という広報紙で周知させていただく予定としている。

議 会 会 議 録

令和2年6月11日

「市民の気持ちに寄り添う情報発信について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 村上さとこ 村上 さとこ 議員

回答者 教育長

(質問)

学校保健マニュアルには、何ら症状などが無い児童生徒が「感染したくない」との理由で欠席する場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、欠席にはならないことが明記されている。文科省からの通知もあり、休んだ日の家庭学習も評価の対象になるということである。教育委員会にはこのことを全ての児童、保護者に知らせるよう、再度にわたってお願いしているが、未だ実現されていない。

他都市教育委員会と違い、本市教育委員会がこの情報を出さないのは、何らかの理由があるのか伺う。

(答弁)

何ら症状のない児童生徒が「感染したくない」との理由で欠席する場合については、5月22日の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」において、まず、保護者から欠席させたい事情をよく聴取をし、その上で、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努めて、その上で、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であることなどによって、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合については、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録をして、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能とされている。

本市での取り扱いだが、5月に策定した「学校・幼稚園における保健マニュアル」に同様の内容を掲載しており、市立学校の全教職員に周知徹底している。

また、保護者に対しては、3月12日と5月13日に分散登校に関して発信したいっせいメールにおいて「ご家庭の都合等により出席が難しい場合も、無理に登校させず休ませてください。欠席扱いにはなりません」というように周知を行っている。

新型コロナウイルス感染症の状況は、先が見通せない状況が続くことが予測されることから、教育委員会としては、今後とも速やかに保護者へ必要な情報を発信していくとともに、少しでも保護者の不安を払拭し、子どもたちが安心して学校に来ることができるよう、広報誌等を通じて保護者が求める情報について今後も周知に努めてまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校教育の充実について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

1点目に、学校再開後の子ども達の精神面及び学習面の支援について、各学校で具体的にどのような取り組みを行うつもりなのか伺う。また、再度、一斉休校になることも想定し、担任と児童生徒の間で個別に連絡できる体制を整備しておくことで、子どもたちの家庭での生活及び学習面の状況が把握でき、適切な支援・指導につなげられると思うが、併せて見解を伺う。

(答弁)

今後の学習面の支援としては、まずは十分な学習の機会を確保するために、長期休業期間を短縮することなどを予定している。また、今回の補正予算案では、学校再開時における学習支援を行う教員配置や、授業時間以外に行う支援として、ひまわり学習塾の会場を拡充する経費を計上させていただいている。

次に、精神面についての支援、心のケアについてだが、既に生活アンケートを全校で実施し、児童生徒に面談または教育相談を行っている。それを受け現在、担任の教員等が放課後等の時間に児童生徒の困り感や不安感に寄り添って対応している。

今後もし再度、臨時休業になった場合は、いっせいメールを活用し、生活リズムや学習状況を把握するためのアンケートを行う。その状況をもとに担任から保護者や本人に電話連絡することで、臨時休業中の生活及び学習状況について支援していくことを考えている。

なお、現在臨時休業となっている学校の支援についてだが、教育委員会で携帯電話を契約の上、その学校への貸与を行っている。教員が在宅でも保護者や本人へ連絡が取れるようにしている。

また、臨時休業となった学校では、児童生徒と教員によるオンラインミーティングを試行的に行った。参加者がそれぞれの表情を見ながら、コミュニケーションがとれることは大変有効である。今後、臨時休業となった場合には、今回の取組を生かして効果的な支援ができるようにしてまいりたい。

今後とも、児童生徒がかけがえのない時間を有意義に過ごせるように、新型コロナウイルス感染症に対応して、学習面の支援や心のケアについては、万全の対応を期していきたいと考えております。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校教育の充実について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

2点目に、日頃から多忙な教員の負担を少しでも軽減するため、学校業務補助員を感染が収束するまで継続して配置し、消毒やトイレ清掃業務を担当してもらってはどうか。

(答弁)

現在、各学校や幼稚園では、「新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」を基に、マスクの着用や手洗いの徹底等、児童生徒個人による日常の健康管理とともに、管理職及び教職員が役割分担を行いながら、児童生徒の感染症対策に取り組んでいる。

その取組みの一つとして、学校施設の定期換気やドアノブ・スイッチなど児童生徒がよく触れる場所や共用する用具等の定期消毒を行う。

消毒に関する業務については、児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないように、国からの通知を受けている。また、専門家からは、大便器にウイルスが付着しやすいとの意見もあるため、大便器の掃除・消毒は児童生徒等には行わせないようにしている。

このような状況の中、学校再開後の円滑な学校運営をサポートするために「福岡県緊急短期雇用創出事業」を活用して、5月25日の学校再開にあわせて、臨時的に「学校業務補助員」を全市立学校206校に配置した。

現在の学校業務補助員の配置は6月末までとなっているが、学校での予防環境をより徹底させるために、配置期間の2か月延長に必要な補正予算を計上した。

今後も、感染症予防対策として、消毒やトイレ清掃等、日常的な取組みを継続する必要があると考えており、教職員の負担を少しでも軽減するために、学校業務補助員の配置方法の工夫やPTA協議会等への協力依頼など、あらゆる方策について引き続き検討してまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校教育の充実について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

3点目に、学力及び生活面で多くの効果があるとともに、3密を避けるという新型コロナウイルス感染症予防という観点からも、市の独自予算等を用いて、まずは小・中学校全学年の1クラス35人学級を早急に実現するよう取り組むべきと考えるが、見解を伺う。

(答弁)

本市については、国の小学校1、2年生に加え、小学校3年生と中学校1年生に対しても、加配教員を活用して、独自に35人以下学級を実施している。

さらに、小学校4年から6年、中学校2、3年については、校長の裁量による35人以下学級を実施するなど、国の制度よりも充実した少人数学級編制を実施している。

なお、この本市の裁量制だが、学校の実情に応じて「35人以下学級」やあるいは「専科指導」または「少人数指導」のいずれかを選択できるものだが、この効果について、聞き取り調査を行ったところ、35人以下学級だけではなく、専科指導を選択した学校長からも前向きな意見があっている。

このことから、一律の35人以下学級を優先するよりも、学校の実情に応じて、専科指導などを学校長が選択できる「裁量制」の方が、学校が抱える課題に柔軟に対応することができると考えている。

一方で、今回、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校の長期化に伴い、子どもたちを誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障する必要性が出てきた。そのことから、今議会では、15名の教員を追加配置するための予算を計上している。

具体的なこの15名については、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認された学校を中心に配置したいと考えている。最終学年の少人数による学習指導を充実させたいと考えている。

いずれにしても、少人数学級の推進という観点には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という新たな問題が加わってきたため、国の動向を注視しながら、今後も調査研究を行ってまいりたい。

令和2年6月12日

「図書館の充実について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 森本 由美 議員

回答者 教育長

(質問)

教育委員会は図書館業務の特性を踏まえた独自の感染防止マニュアルを策定した上で、図書館事業を早急に再開すべきと考える、見解を伺う。

(答弁)

図書館は、新型コロナウイルス感染時の重症化リスクが高くて、感染拡大が懸念される高齢者が多く利用する施設である。このことから、他の公共施設と同様に2月28日から臨時休館となった。

しかしながら、この臨時休館中も全てのサービスを停止するのではなく、感染状況等に応じたサービスを提供した。

例えば、返却ポストの運用や電話や電子メールでの簡易なレファレンスなど、対人接触を伴わずに提供するサービスについては、提供を続けてきた。

さらに、臨時休館期間が2か月を超える長期となったため、これまでにない工夫を行い、5月5日からは、図書館に予約した本の受け渡し準備が出来ている方のうち、希望する方を対象に、着払いでの郵送貸出を開始した。また、緊急事態宣言解除後は段階的にサービスを再開し、第一段階となる5月20日からは、館内に立ち入らずに利用可能な臨時窓口での予約本の受け渡しといった、新しいサービスを提供し、多くの方にご利用いただいている。

残念ながら市内における新型コロナウイルスの大変厳しい感染状況を踏まえ5月29日に出された「全ての屋内の北九州市の市有施設を臨時休館とする」という全市的な方針に沿って、臨時窓口は休止に至ったものの、6月3日からは、新たな本の予約を受け付けて、希望する方を対象に、着払いでの郵送貸出を継続している。

新型コロナウイルスとは、今後長い付き合いになると言われている。図書館では、これまでの臨時休館の経験を踏まえ、今後の感染症の流行段階に細かく対応していけるように、より実践的なサービス提供のガイドラインを作成した。

今後も、全市的な公共施設の状況とも連動しつつ、今回作成したガイドラインに基づいて、感染症の流行段階に応じた適切なサービスが提供できるよう、努めてまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「教育について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員 回答者 教育長

(質問)

1点目に、本市では新型コロナの感染が拡大し、現在小、中、特別支援学校計6校が休校し、近隣の学校では不安を抱え、登校できない子どもが多くいるが、現在も分散登校が行われており、当初の予定どおりにはいかない状況になっているため、今後、子どもの確かな学力を担保するために、教育委員会はどのように取り組んでいくのか伺う。

(答弁)

最終学年の児童生徒に不利益が生じないようにしていくことは教育委員会としても重要だと認識している。

そこで、まずは、十分な学習機会を確保するために、長期休業期間の短縮や二学期制の導入などによって、授業時数を可能な限り確保するとともに、年間指導計画の工夫例なども示すようにしている。

一方で、中学3年生については、生徒の進路保障という側面からも学力の定着が必要だと考えている。

そのために、放課後等に基礎的・基本的内容の補充学習を行っているひまわり学習塾について、当初予定していた中学校拠点型の6カ所に加え、各区に1カ所ずつ、計13カ所に拠点を拡充して、学習の支援をしっかりとしていきたいと考えている。

また、学習ソフトを使って一人一人の学習の苦手分野を抽出して、個別最適化した学習ができるようにする予定であり、特に中学3年生と小学校6年生は他学年よりもタブレット導入の納期を早めることを検討しているため、それを有効に活用して基礎学力の定着を図ることも進めていきたいと考えている。

今後とも様々な手段を用いて、児童生徒の学習支援に全力で取り組み、学力の向上に努めていきたい。

「教育について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 ハートフル北九州 三宅 まゆみ 議員 回答者 教育長

(質問)

2点目に、短縮した夏休み期間中に行われる授業の予定については、中学生は一日授業、小学生は午前中授業とのことだが、学校再開後の休校や分散登校となっても、小学生は夏休みの午前中授業で終わるのか。

また、放課後児童クラブを利用する子ども達もいて、いずれにしても夏の猛暑の時期にお弁当を持参することは、仮に教室に冷房を入れたとしても、定期的に換気する必要があるため室内温度を低く保てず食中毒を起こさないか大変危惧される。

学校の給食室の冷房設備が十分でない等の課題はあるものの、育ち盛りの子ども達の栄養面を考えれば、何とか簡易でも昼食の提供を要望するが、併せて見解を伺う。

(答弁)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、約3カ月間に亘って学校は臨時休業となっている。

この臨時休業期間が長期化したことにより、学校教育法施行規則による標準授業時数の確保が困難であることから、今年度に限って夏季休業期間を短縮することとしている。

短縮した期間においては、現時点では、中学校は午後までの授業を検討しているが、小学校では児童の発達段階や体力を考慮して、午前中までの授業を検討している。

この短縮された夏季休業期間中に給食を提供する場合の課題としては、通常の給食提供時期と比べ、食中毒や調理員の熱中症の危険性が高いこと、夏は気温が30度を超え、湿度は80%を超える状況であることが挙げられる。

また、この期間は例年、調理室内の設備清掃やメンテナンス、また消毒作業を行っており、これらの作業ができなくなることといった課題も考えられる。

議員ご提案の小学校の児童への簡易な昼食の提供については、小学校では午前中までの授業で、12時までには下校させるように、現在のところは検討していること、また、昼食を提供すれば、気温が最も高い時間帯に下校させることになり、子どもの熱中症の危険性も考えられることなどから、教育委員会としては課題もあると考えている。

このため、中学校については午後まで授業を行うことを踏まえ、本議会で提案いただいて、改めて検討した結果、公費負担での簡易な昼食の提供を現在考えているところであるが、小学校での昼食の提供については今後の検討課題とさせていただきたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校での新型コロナウイルス感染症防止対策について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 高橋 都 議員

回答者 教育長

(質問)

学校現場では新型コロナウイルス感染症への拡大防止策として、机の間隔を1mとることなどを行っている。これを機に、空き教室や空き校舎も積極的に活用し、35人以上の学級のクラス分けを行うべきである。そのためにも、元教員や、非常勤講師等を緊急に募集して、教職員やスタッフを大幅に増員するべきであるが見解を伺う。

(答弁)

本市の学校における、新型コロナウイルス対策については「学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対応保健マニュアル」に沿って、感染予防及び感染拡大防止に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の健康観察をはじめとして、マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒や換気の徹底に加え、児童生徒の身体的距離については、国の衛生管理マニュアルの行動基準を踏まえ、最低1mを確保している。

なお、市内の学校では、校内人材を活用して、1クラス当たりの児童生徒数を減らすよう努めているところであるが、全ての学校において、このような対応を行うことができていない。

そこで、感染予防や感染拡大防止だけではなく、児童生徒の十分な学習の機会を確保する必要もあることから、15名の教員を今年度に限り追加配備するための予算を今回、計上している。

この人材を活用して、最終学年の少人数による学習指導を充実させることで、児童生徒の学習の機会の確保につなげていきたいと考えている。

いずれにしても、今後は、感染症対策を講じながら、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障することが重要だと考えており、児童生徒の学びの保障に必要な人身体制の強化に努めてまいりたい。

「学びの保障について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 高橋 都 議員

回答者 教育長

(質問)

国は、長引く休校を理由に今年の全国学力・学習状況調査は中止とした。休校や分散登校、欠席が続く児童生徒など、学びにも格差がある。教師の負担にもつながる本市の「北九州市学力・学習状況調査」は全国学力・学習状況調査の中止に準じて中止すべきと考えるが見解を伺う。

(答弁)

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況及び学校教育への影響等を考慮して、例年4月に行われる予定であった「全国学力・学習状況調査」を、今年度は実施しないこととした。

また、本市においては、臨時休業を5月24日まで行い、6月5日からは、分散登校を開始するなど、新型コロナウイルス感染症の影響によって、例年とは異なる形態の教育活動を行っている。

このような中、教育委員会としては、十分な学習機会を確保するために、授業時数を可能な限り充足させるとともに、限られた時間で効果的に教育課程を進めて、子どもたちに確かな学力を身に付けさせることが責務であると考えている。

教育委員会としては、今年度の授業によってどの程度学力が定着しているのかを確認するためにも「北九州市学力・学習状況調査」を実施し、今後の本市の授業のあり方や指導の改善につなげていくことが必要であると考えている。

さらに、この「北九州市学力・学習状況調査」は、学力の定着度を測るのみではなく、子どもたちの生活状況や、心のあり方等を把握するための調査であり、健やかな心身の成長に向けて、重要な指標としている。

教育委員会としては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響が、子どもたちの心身の成長にどのように影響しているのかなど、具体的に生活環境の変化の具合を測るためにも、本調査の実施は有効であると考えている。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、あるいは教育課程の進行状況などに最大限に配慮していく必要があることから、調査時間の見直しや教職員の負担がかからない方法を、弾力的に実施できるように工夫して行う予定である。

「児童生徒の心のケアについて」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 高橋 都 議員

回答者 教育長

(質問)

児童生徒の心のケアについて子どもたちの様々な状況に適切に対応するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭の加配措置が必要と考えるが、見解を伺う。

(答弁)

今回の長期休業措置に伴い、環境の変化や外出できないストレスなど、精神的な不安を抱えた児童生徒へ対応する心のケアは重要であると認識しており、これまでに学校と連携し、様々な対策を講じてきた。

臨時休業中から現在まで、保護者向けアンケートや担任等による電話連絡や家庭訪問、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面談、生活面で支援が必要な家庭に対してスクールソーシャルワーカーによる対応などを行い、子どもの心身の状況把握とケアに努めてきた。

さらに、児童生徒を対象として、スクールカウンセラーによる「子ども電話相談」を行っており、子どもの悩みの解消や励ましにあたっている。

現在は、担任を中心に、児童生徒との関わりの中で、生活アンケート等を活用しての心身のケアを行っている。養護教諭については、学校での感染症対策において、児童生徒の健康管理を行うなど、重要な役割を担っているが、体調不良への対応が多くなると予想される大規模校については、国の加配等を活用して、既に複数配置を行っている。

心のケアの専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや健康管理の専門家である養護教諭については、いずれも現在のところ人員不足等の差し迫った事態には至っていないが、緊急での増員の必要性は当面は感じていない。

しかし、今後、本格的な学校再開を迎え、ストレス等で児童生徒の課題がより表面化して、対応の数も増えることが考えられている。そのような状況になれば新たな対応について検討してまいりたい。

今後も、児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注視をして、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を活用して、きめ細かな心身のケアを図ってまいりたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校給食・就学援助について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 高橋 都 議員

回答者 教育長

(質問)

教師の負担増などの問題や調理員の熱中症対策などもあるが、現場の理解と納得を得て、必要な対策を取り、分散登校中も含め、少なくとも授業実施日においては給食を提供すべきであるが見解を伺う。

(答弁)

本市の学校については、3月2日から内閣総理大臣による全国一斉の臨時休業が行われ、その後、緊急事態宣言が発令され、5月17日まで臨時休業を行った。

臨時休業期間が長期に亘ったことから、学校再開にあたり、3密を回避するとともに、児童生徒が規則正しい生活リズムを取り戻せるよう、段階的に行うこととし、5月18日から分散登校、5月25日からは午前中のみ授業を実施した。

給食については、通常の授業が開始される6月1日からの再開に向けて、学校給食マニュアルを作成し、各学校へ配布し、感染防止への取組みをお願いしていたところである。

しかしながら、給食を再開する目前の5月23日に市内で感染者が確認され、その後、児童生徒にも感染が広がった。

給食については、配膳など接触の機会も多く、また、食べる際にはマスクをはずす必要がある。感染のリスクも高まる可能性があったことから、この時の感染拡大の状況を考慮して、6月1日からの給食実施を見送った。さらに、6月5日からの分散登校期間中も、引き続き休止している。

ところで、今年度に限り、夏季休業期間を短縮して夏も授業を実施することとしているが、その期間に給食を提供する場合、通常の給食提供時期と比べ、気温は30度を超え、湿度は80%を超える環境では、食中毒や調理員の熱中症の危険が高いこと、また、この期間は、例年、調理室内の設備清掃やメンテナンス、消毒作業を行っており、これらの作業ができなくなることなどの課題が考えられる。

このため、中学校については午後からも授業があるので、公費負担での簡易給食の提供を考えているが、小学校での簡易なもの提供などは今後の検討課題とさせていただきたい。

議 会 会 議 録

令和2年6月12日

「学校給食・就学援助について」

令和2年6月議会 本 会 議

質問者 日本共産党 高橋 都 議員

回答者 教育長

(質問)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減した家庭に本市は、前年の所得に関わらず現在の世帯の状況に応じて就学援助の審査を行うこととしている。しかし、まだ申請者は把握できていないということだが、十分な周知ができているのか。全ての家庭に周知し、援助が必要な世帯を速やかに支援できるよう対応すべきであるが見解を伺う。

(答弁)

本市の就学援助制度は、経済的な理由によって、市立小中学校等への就学が困難と認められる児童生徒の学用品など、必要な経費の一部を援助するために、現金ではなくて、主に学校を通じて校納金に充当することで、就学の確保を行っている。

今回の新型コロナウイルスの影響によって、家計が急変した世帯に対して、教育委員会としては「申請期限を、例年5月末としていたものを7月末まで延長」「全ての家庭に行き渡るように、ウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯へのご案内というタイトルのチラシを4月に入ってすぐに全世帯に配布」「新入生には2月の入学説明会でお知らせし、さらに入学手続きの日に、このチラシを配布」「教育委員会のホームページにこの情報を掲載」などと多く工夫を行い、周知を徹底している。

また、学校や教育委員会への、保護者からの個別相談があった場合にも、詳しく丁寧に説明を行うこととしている。

さらに、就学援助の認定においては、前年の所得に応じて審査をするのが普通だが、今回、これらの家計が急変した世帯については、直近の所得状況も加味して認定審査を行っている。

今後とも、このようなきめ細かい対応を継続して、新型コロナウイルスの影響を受けたために経済的な援助が必要な家庭に対して、就学援助制度による支援が行き渡るように取り組んでまいりたい。